平成２２年（フ）第３５５２号
大阪市東住吉区住道矢田４丁目21番３号
債務者　杉浦　友香
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５５３号
大阪市東住吉区住道矢田４丁目21番３号
債務者　杉浦美智子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５９９号
大阪市東淀川区東中島５丁目30番14―302号
債務者　榎並　　恵
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６１８号
大阪市住之江区御崎２丁目１番10―1305号
債務者　城戸　嘉郎
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６５５号
大阪府豊中市本町６丁目６番19号
債務者　山本　幸子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６８８号
大阪市西区立売堀５丁目２番７―502号
債務者　中平　博信
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６９０号
大阪府寝屋川市明徳１丁目６番49―303号
債務者　松下　順二
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７８９号
大阪市平野区長吉長原東２丁目６番12―301号
債務者　守田健太郎
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８００号
大阪市鶴見区横堤３丁目８番５―406号
債務者　小坂　邑子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８５５号
大阪府守口市寺方錦通３丁目11番10―303号
債務者　半田　政也
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８５８号
大阪府高槻市氷室町４丁目17番８号
債務者　長井アゼニットこと　ナガイ　アゼニット　バトラン
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９２１号
大阪府池田市五月丘２丁目１番７－B402号
債務者　大藏　　勝
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９２５号
大阪市平野区喜連西４丁目４番38―204号
債務者　川越　利夫
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９２６号
大阪府吹田市江坂町５丁目17番８号
債務者　至　　正行
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９４０号
大阪市都島区大東町３丁目３番２―403号
債務者　高松　愛弓
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９４７号
大阪市東淀川区小松４丁目13番２―104号
債務者　佐田　弘美
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９５１号
大阪市此花区伝法３丁目９番６号
債務者　丸本　義和
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９５６号
大阪市浪速区久保吉２丁目１番５―201号
債務者　田中　　卓
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部